

気象警報発令時の対応ガイドライン 《保護者用》

1

基本方針

赤穂市立赤穂中学校

- (1) 気象警報発令時は、子どもの安全と保護者の安心を最優先します。
- (2) 市教育委員会は、河川等の水位や市災害警戒本部、市水防本部等からの情報収集に努め、学校に必要な情報を提供します。
- (3) 学校は、気象・予報・通学路・地域等の状況や発令時間、市教育委員会からの情報を総合的に判断し、具体的な対応を決定します。
- (4) 中学校区など近隣の学校と情報を共有し、可能な範囲で共通対応を進めます。
- (5) 対応の内容は、保護者、市教育委員会、関係者等へ速やかに連絡・報告します。
- (6) 気象警報発令が予想される場合、対応について職員及び保護者へ事前に周知し、子どもには事前指導を実施します。また、子どもの家庭環境に係る情報を再確認し、配慮が必要な子どもへの適切な対応を進めます。

2

午前 7 時現在 警報発令中

臨時休業〔保育所を除く〕

□対象となる警報 【暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪】

□対象となる地域

- ①赤穂市、相生市、上郡町のいずれかに警報が発令されている場合。
- ②兵庫県全域、兵庫県南部全域、兵庫県播磨南西部全域のいずれかに警報が発令されている場合。（下線部の表示「全域」がない場合は、①についてご確認ください。）

【留意点】

- ①警報発令の有無は、NHKテレビ又は兵庫県防災気象情報ホームページによりご確認ください。（兵庫県防災気象情報 <http://hyogo.bosai.info/>）
- ②波浪・高潮警報発令により危険となる区域を通行する幼児児童生徒は、保護者判断により自宅待機とします。（「出席を要しない日」として取扱います。）

※午前 7 時以降の警報解除

- ・臨時休業とします。（部活動は中止）

3

午前 7 時以降 警報発令

安全確保（授業・学校待機・下校）

□登校時間中の警報発令

- ・通常登校を継続します。通学路の状況により、登校が困難な場合は、各家庭で判断のうえ自宅待機とし、学校へ連絡をお願いします。

□学校待機

- ①長時間の学校待機が予想される場合は、給食を早めに実施します。
- ②授業が可能であれば、通常授業を実施します。
- ③待機は通常時の下校時刻までとし、その後は下校または保護者へ引き渡します。

□下校・引き渡し

- ①学校待機が必要なお子さんは待機を継続し、保護者へ連絡します。
- ②下校時に天候が急変し、風雨が強くなった場合は、下校を一時中止し、迎えに来た保護者の方々を含め、学校で一時待機するなど安全を優先した対応に努めます。

□学校給食の取扱い

- ①午前 7 時現在で警報発令中 → 登校しないため給食は中止します。
- ②午前 7 時以降の警報発令 → 発令の時間、状況等に基づき実施または中止の判断をします。

4

津波警報発令

早急な避難行動開始

- ・高所への避難行動を最優先させます。保護者の方々への連絡や迎えの依頼等はありません。